

奈勞発基0705第2号  
令和3年7月5日

各団体の長 殿

奈良労働局長  
(公印省略)

労働安全衛生法に係る有害物等の輸入通関手続について

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第55条並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第16条第1項第4号及び第9号の規定に基づき、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物は、試験研究の用に供するもの等を除き、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならないこととされています。

しかしながら、一部の事業者が輸入し、国内において販売していた珪藻土を主たる材料とするバスマット等の製品に、石綿がその重量の0.1%を超えて含有されていた事案が複数確認されています。

このため、法第55条で規定する石綿等の製造等の禁止の履行確保を図るため、石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第96号。以下「改正省令」という。）等を、令和3年5月18日に公布等し、令和3年8月1日から順次施行することとし、令和3年5月18日付け基発0518第7号により、その趣旨の周知等について要請をしたところです。

今般、法で定める有害物等の輸入通関を円滑に行うため、その手続等について、下記のとおり定めましたので、貴団体におかれましては、趣旨を御理解いただくとともに、会員企業その他関係者に対する周知に御協力をいただくようお願い申し上げます。

記

- 1 確認の対象となる有害物等  
法第55条及び令第16条第1項の規定に基づき輸入等が禁止されている有害



条第2項（同法第76条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、輸入申告において、当該書面及びその添付書類を提出し、次に掲げる事項の確認を受けなければならない。

ただし、輸入しようとする製品の一品目（関税定率法別表関税率表における番号）ごとの課税価格の合計額が1万円以下である場合は、「当該製品を販売の用に供し、又は営業上使用しようとする場合」にあたらなため、次に掲げる事項の確認を経る必要はない。

(1) 輸入しようとする製品が、珪藻土を主たる材料とするバスマット、コップ受け、なべ敷き、盆その他これらに類似する板状の製品に該当すること。該否の判断に当たっては、次に掲げる事項に留意されたい。

なお、輸入申告書の「品名」欄に、輸入した製品を販売の用に供し、又は営業上使用する場合の名称を記載すること。

ア 「バスマット、コップ受け、なべ敷き、盆その他これらに類似する板状の製品」（以下「バスマット等」という。）には、板状の建築材料や布製の製品は含まないこと。

イ 「珪藻土を主たる材料とする」バスマット等の該否の判断に疑義が生じた場合には、所轄の都道府県労働局に照会すること。

(2) 輸入申告の際提出する分析結果報告書は、別添1又は2によるものとし、次に掲げる事項を満たしていること。

なお、分析結果報告書の「製品の名称」の欄に、輸入した製品を販売の用に供し、又は営業上使用する場合の名称を記載すること。

ア 分析結果報告書は、日本語により作成されたものであること。ただし、当該分析結果報告書が外国語により作成されている場合は、当該分析結果報告書及びその正確な日本語翻訳を一体のものとして当該分析結果報告書として取り扱うこと。なお、分析結果報告書の提出は、写しによるもので差し支えない。

イ 「分析に係る試料を採取した製品のロットを特定するための情報」については、当該輸入する製品に係るロット番号等が当該輸入する製品に係るインボイス又は輸入申告書に記載されていること。また、当該製品に係る分析結果報告書に記載されたロット番号等とインボイス等に記載されたロット番号等が一致するものであること。

ウ 「石綿の検出の有無及び検出された場合にあってはその含有率」については、石綿が検出されていないこと又は石綿の含有率が製品の重量の0.1%を超えないこと。なお、「石綿」とは、繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトをいう。

(3) 「厚生労働大臣が定める者に該当することを証する書面」として次のいずれかの書面（有効期間内のものに限る。）の写しが添付されており、当該書面に記載されている氏名又は名称が、分析結果報告書に記載されている「分析を実施した者の氏名又は名称」と一致するものであること。なお、

## 石綿障害予防規則第46条の2第1項の規定に基づく 石綿分析結果報告書

(JIS A 1481-1 (ISO 22262-1) 及び JIS A 1481-4 (ISO 22262-2) を想定した様式)

実施した石綿分析の結果は、下記に記載したとおりであることを証明します。

分析を実施した者の氏名又は名称 \_\_\_\_\_

### 記

#### 1. 製品の名称及び型式

製品の名称	製品の型式
-------	-------

#### 2. 分析に係る試料を採取した製品のロットを特定するための情報

ロット番号及びこれに類する記号番号等 (ロットを構成しない製品の場合は、製造年月日及び製造番号)	
---	--

#### 3. 分析の日時

分析の日時	年 月 日 時 ~	年 月 日 時
-------	-----------	---------

#### 4. 分析の方法

分析の方法	
-------	--

#### 5. 分析を実施した者の氏名又は名称

氏名 (法人の場合は名称)		法人の場合は 代表者氏名	
所在地	TEL :	FAX :	

#### 6. 石綿の検出の有無及び検出された場合にあってはその含有率

##### 【定性分析結果】

偏光顕微鏡による定性分析結果		石綿以外で 確認された繊維	詳細は別添定性分析 データを参照
石綿の種類	推定石綿質量分率		
	検出・0.1-5%・5-50%・50-100%	有・無	

##### 【定量分析結果】

残渣率 (重量%)	石綿の種類	石綿の重量%	定量下限	詳細は別添定量分析 データを参照

## 1. 実体顕微鏡の形式

実体顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	
	形式	
倍率		

## 2. 偏光顕微鏡の形式

偏光顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	
	形式	
コンデンサ		
対物レンズ（倍率）		
分散対物レンズ		

## \* 電子顕微鏡の形式

電子顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	
	形式	
フィラメント		
加速電圧		
倍率		
最大傾斜角		
EDX検出器の製造業者・形式	製造業者	
	形式	

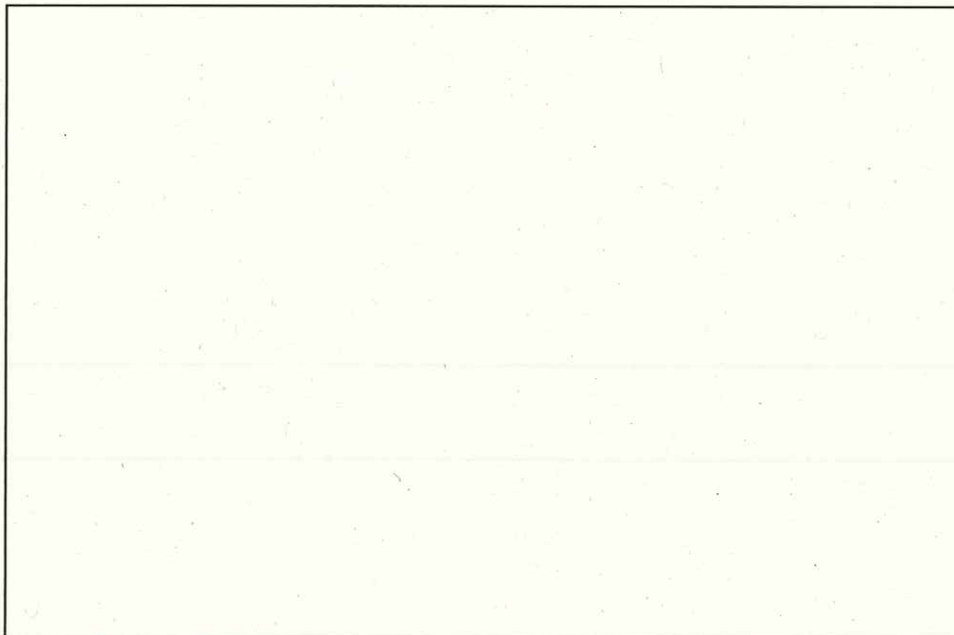
## 3. 試料採取履歴（詳細）

採取年月日	年	月	日	試料 No.	
試料の概要 (形状又は材質、試料の大きさ、採取方法)	形状又は材質				
	試料の大きさ				
	採取方法				

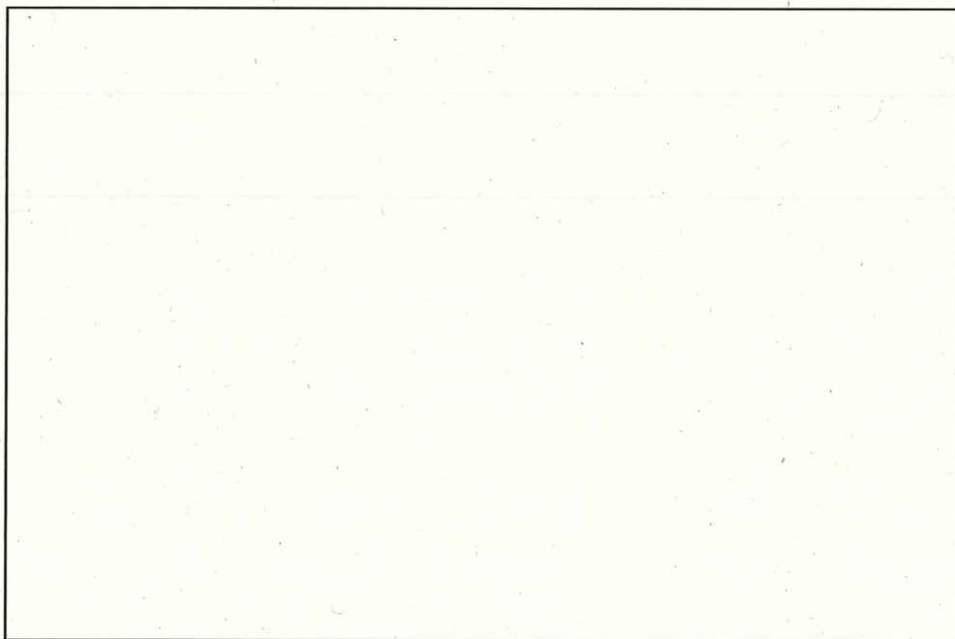
## 4. 試料調製の状況

試料調製の実施の有無	有	無
「有」の場合の調製方法		

試料中の石綿の繊維の偏光顕微鏡写真（クロスポーラ＋鋭敏色検板）



石綿の種類：



石綿の種類：

## 1. 偏光顕微鏡の型式

顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	
	形式	
コンデンサ	形式	
対物レンズ	形式	

## 2. 試料採取履歴（詳細）

採取年月日	年	月	日	試料 No.	
試料の概要 (形状又は材質、試料の大きさ、 採取方法)	形状又は材質				
	試料の大きさ				
	採取方法				

## 3. ポイントカウント用試料の作製

使用した分析機器	電気炉			その他( )	
分析機器	分析機器の名称				
	分析機器の製造業者・形式				
分析装置の条件	電気炉	温度(°C)			
		加熱時間(min)			

## 4. 試料の重量濃縮結果

開始時の重量 (g) : W	
灰化後の重量 (g)	
沈殿物の重量 (g)	
浮遊物の重量 (g)	
最終残渣の重量 (g) : R	
ハンドピックされた石綿の重量 (g) : M	
備考	

## 5. ポイントカウント結果

石綿の種類	総ポイント数 : N	石綿ポイント数 : A	石綿の重量% : C

$$C = \frac{100}{W} \times \left( M + R \times \frac{A}{N} \right)$$

**石綿障害予防規則第46条の2第1項の規定に基づく  
石綿分析結果報告書**  
(JIS A 1481-2 及び JIS A 1481-3 を想定した様式)

実施した石綿分析の結果は、下記に記載したとおりであることを証明します。

分析を実施した者の氏名又は名称 \_\_\_\_\_

## 記

## 1. 製品の名称及び型式

製品の名称		製品の型式	
-------	--	-------	--

## 2. 分析に係る試料を採取した製品のロットを特定するための情報

ロット番号及びこれに類する記号番号等 (ロットを構成しない製品の場合は、製造年月日及び製造番号)	
---	--

## 3. 分析の日時

分析の日時	年 月 日 時 ~	年 月 日 時
-------	-----------	---------

## 4. 分析の方法

分析の方法	
-------	--

## 5. 分析を実施した者の氏名又は名称

氏名 (法人の場合は名称)		法人の場合は 代表者氏名	
所在地	TEL :	FAX :	

## 6. 石綿の検出の有無及び検出された場合にあってはその含有率

## 【定性分析結果】

定性分析結果				石綿含有判定結果		詳細は別添 定性分析 データ参照
X線回折分析法		分散染色法		石綿の有無	石綿の種類	
石綿の有無	石綿の種類	石綿の有無	石綿の種類			
有・無		有・無		有・無		

## 【定量分析結果】

石綿の種類		石綿の重量%		詳細は別添定量分析データ参照
-------	--	--------	--	----------------

## 1. 使用した測定機器

## 1.1 X線回折装置の製造業者、形式

X線回折装置の製造業者・形式	製造業者	
	形式	

## 1.2 位相差・分散顕微鏡の形式

顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	
	形式	
照明系	形式	
コンデンサ	形式	
対物レンズ	形式	

## 2. X線回折装置の定性条件

設定項目	測定条件
X線対陰極	
管電圧(kV)	
管電流(mA)	
単色化( $K_{\beta}$ 線の除去)	
フルスケール(cps)	
時定数(s)	
走査速度( $^{\circ}$ /min)	
発散スリット( $^{\circ}$ )	
散乱スリット( $^{\circ}$ )	
受光スリット(mm)	
走査範囲( $2\theta$ )( $^{\circ}$ )	



5. 1. 2 X線回折分析法による定性分析 回折線プロファイル

「ピークの記号」

Chr : クリソタイル Amo : アモサイト Cro : クロシドライト Tre/Act : トレモライト/ アクチノライト

Ant : アンソフィライト Ca : カルサイト Q : 石英 Tr : トリジマイト Cr : クリストバライト

Vc : バーミキュライト Hb : ハイドロバイオタイト Br : ブルーサイト Se : セピオライト

Cl : クロライト Mc : マイカ (イライト) Fl : 長石 Un : 未同定ピーク

「注意事項」 (2θ) 5° ~ 70° のX線回折プロファイルを添付。

・石綿種類( ) 屈折率<sub>25℃</sub><sup>D</sup> =

試料 No.	n 計数視野数	計数粒子数 (個数)	分散色を呈した粒子数(個数)	
			アスペクト比 3 以上の繊維状粒子数	粒子数
1		1000		
2		1000		
3		1000		
合計		3000		

### 5.2.3 位相差・分散顕微鏡法による定性分析結果

石綿の種類	定性分析結果	
クリソタイル	有	無
アモサイト	有	無
クロシドライト	有	無
トレモライト	有	無
アクチノライト	有	無
アンソフィライト	有	無

### 5.3 X線回折分析法及び位相差・分散顕微鏡法の定性分析結果に基づく最終判定結果

石綿の種類	定性分析結果			石綿含有 最終判定結果
	X線回折分析法	分散染色法		石綿含有の有無
	回折線ピーク の有無	3000 粒子中の アスペクト比 3 以上 の繊維状粒子数	石綿の有無	
クリソタイル	有 ・ 無		有 ・ 無	有 ・ 無
アモサイト	有 ・ 無		有 ・ 無	有 ・ 無
クロシドライト	有 ・ 無		有 ・ 無	有 ・ 無
トレモライト /アクチノライト	有 ・ 無			有 ・ 無
トレモライト			有 ・ 無	有 ・ 無
アクチノライト			有 ・ 無	有 ・ 無
アンソフィライト	有 ・ 無		有 ・ 無	有 ・ 無

※X線回折分析法による定性分析(有)で、分散染色法(無)の場合で、石綿含有(無)と判定した場合の  
確認方法

使用した浸液の屈折率	観察された分散色	アナライザー使用の場合の分散色		判定した鉱物等の名称
		偏光板 ⊥ 方向	偏光板 ∥ 方向	

偏光板 ⊥ 方向は、アスベスト繊維の伸長方向と偏光板の振動方向が直交した場合を示す。  
偏光板 ∥ 方向は、アスベスト繊維の伸長方向と偏光板の振動方向が平行になった場合を示す。

## 1. X線回折装置による定量分析の条件

設定項目等		測定条件等	
X線回折装置の製造業者・形式		製造業者	
		形式	
X線対陰極			
管電圧(kV)			
管電流(mA)			
単色化(K <sub>β</sub> 線の除去)			
フルスケール(cps)			
時定数(s)			
走査速度 (° /min)	連続スキヤニング (° /min)		
	ステップスキヤニング		
発散スリット(°)			
散乱スリット(°)			
受光スリット(mm)			
走査範囲 (2θ)(°)			

## 5. 石綿含有率の算出方法

石綿含有率の算出方法	一次分析試料を前処理せず算出 二次分析試料より算出 三次分析試料より算出 その他( )
------------	--

## 6. X線回折分析法に使用する検量線

検量線の作成方法	検量線Ⅰ法を使用 検量線Ⅱ法を使用 その他( )
----------	--------------------------------

8. X線回折分析法による定量分析結果

8.1 一次分析試料からの石綿分析結果

・石綿種類( )

試料 No.	一次分析試料の 秤量値 M <sub>1</sub> (mg)	減量率 (r)	検量線から読み取った 一次分析試料中の石綿 質量 As(mg)	石綿含有率 (%)
1				
2				
3				
石綿含有率の平均				

8.2 二次分析試料からの石綿分析結果

・石綿種類( )

試料 No.	一次分析試料 の秤量値 M <sub>1</sub> (mg)	二次分析試料 の秤量値 M <sub>2</sub> (mg)	残さ率	検量線から読み取った 二次分析試料中の石綿 質量 As(mg)	減量率 (r)	石綿含有率 (%)
1						
2						
3						
石綿含有率の平均						

8.3 三次分析試料からの石綿分析結果

・石綿種類( )

試料 No.	一次分析試料 の秤量値 M <sub>1</sub> (mg)	二次分析試料 の秤量値 M <sub>2</sub> (mg)	残さ率	三次分析試料 の秤量値 M <sub>3</sub> (mg)	検量線から読み取った 三次分析試料中の 石綿質量 As(mg)	減量率 (r)	石綿含有率 (%)
1							
2							
3							
石綿含有率の平均							

様式第4号の2 (第46条関係)

別添3

製造等許可番号第 号

製造等禁止物質 製造  
輸入 許可証  
使用

物質の名称		
申請者の住所		
申請者の氏名		
試験研究機関の 名称及び所在地	名称	
	所在地	

労働安全衛生法施行令第16条第2項第1号の規定により、申請のあつた上記物質の

製造  
輸入 使用 を許可する。

年 月 日

労働局長



様式第5号(第47条関係)

別添4

製造等許可番号第 号

製造  
石綿等輸入許可証  
使用

石綿等の名称		
申請者の住所		
申請者の氏名		
試験研究機関の 名称及び所在地	名称	
	所在地	

製造  
輸入  
使用  
を許可する。

労働安全衛生法施行令第16条第2項第1号の規定により、申請のあった上記物質の

年 月 日

労働局長

